

道立中等教育学校の前期課程において令和4年度（2022年度）から使用する中学校用教科書（社会（歴史的分野））の採択に関する実施要綱

（令和3年（2021年）7月2日教育長決定）

1 目的

この要綱は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第3項の規定に基づき、道立中等教育学校の前期課程において令和4年度（2022年度）から使用する中学校用教科書（社会（歴史的分野））（以下「教科書（歴史）」という。）の公正かつ適正な採択のための組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。

2 教科書（歴史）の採択

北海道教育委員会は、当該学校の校長からの選定報告を受け、昨年と違う教科書が選定されていた場合は、当該報告に基づき、新たに教科書（歴史）の採択を行うものとする。

3 教科用図書の選定

（1）校長は、規約等を定め、校内に教科書（歴史）を選定させるための委員会（以下「選定委員会」という。）を設置すること。

（2）選定委員会の委員は、教科書（歴史）の専門的な調査研究の必要性や保護者の参画促進などの観点から、地域の実情に応じて次に掲げる者のうちから構成すること。なお、委嘱又は選任に当たっては、別記の欠格条項に該当しないものであることはもとより、発行者と縁故のある研究団体に所属している者を除くなど、採択の公正確保に疑義が生じることのないよう、慎重な配慮のもとに行うこと。

ア 当該学校の教頭

イ 北海道教育委員会の指導主事

ウ 域内の学識経験者

エ 域内の保護者

（3）選定委員会の委員の定数は7人以内とすること。

（4）校長は、選定委員会の円滑な運営に資するとともに、責任を明確にする観点から、選定委員会に委員長、副委員長及びその他必要な役員を置くこと。

（5）校長は、選定委員会に当該学校の教諭等をもって構成する教科書（歴史）に関する専門的な調査研究を行う委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、教科書（歴史）に関する専門的な調査研究を行わせるとともに、その結果を選定委員会へ報告させることができるものであること。

（6）校長は、選定委員会に、教科書（歴史）に関する専門的な調査研究に基づく当該教科書（歴史）を選定させ、報告させること。

（7）校長は、選定委員会の協議内容を基に、別記様式1及び別記様式2により、北海道教育委員

会に選定報告を行うこと。

4 調査研究等

- (1) 調査研究に当たっては、発行者から送付される全ての教科書見本について、学習指導要領の目標や内容、学校の教育目標や後期課程との系統性、地域の実態などを踏まえ、発行者が作成する「教科書編修趣意書」及び北海道教育委員会が作成する採択参考資料を参考として行うこと。
- (2) 校長が選定委員会に教科書（歴史）の選定結果を報告させる場合には、選定理由及び協議内容等を文書にして行わせること。
- (3) 校長は、選定委員会における協議経過等を明確にしておくため、議事録等を作成し、整備させること。
- (4) 選定委員会が調査委員会に調査研究の結果を報告させる場合においては、調査研究の経過及び内容、具体的な資料等を文書にして行わせること。
- (5) 選定委員会が調査委員会に必要な意見を求める場合においては、教科書（歴史）の優劣の順位を求めてはならないこと。
- (6) 選定委員会の委員名及び議事録等並びに調査委員会の委員名の公表は、採択の公正確保の観点から、採択終了後とすること。
- (7) この要綱に定めるもののほか、教科書（歴史）の採択に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別記

次の各号のいずれかに該当する者は、選定審議会委員となることができないものとする。

- 1 教科用図書発行者（以下「発行者」という。）の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- 2 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- 3 教科用図書の供給の事業を行う者及びその従業員
- 4 過去において、特定の教科用図書の推奨又は排除のために宣伝を行った者
- 5 教科用図書の採択を行う年の3月31日から遡った4年間、教科用図書等（採択の対象となる教科用図書のほか、関連する教師用指導書、参考書、問題集等を含む。）の著作又は編集に関与した者

なお、「著作又は編集に関与した者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 文部科学省が示す「著作編修関係者名簿」に掲載された者
 - (2) 発行者が招集した教科用図書等の編集会議、講習会、研修会等に参加した者
 - (3) 発行者による学校や自宅等への訪問を受け、教科用図書等及びこれらを複写等したものを閲覧した者
 - (4) 発行者に訪問や資料提供等を依頼した者
 - (5) 上記(1)から(4)以外で、教科用図書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為を行った者
- 6 上記5の著作又は編集に関与した者が団体である場合には、その団体の役員及びこれに準ずる者

別記様式 1

道立中等教育学校の前期課程において使用する教科書（歴史）選定報告書

年 度	年度から使用
学 校 名	学校

種 目	発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書 名
社会（歴史的分野）				

（留意事項） 「種目」「発行者の番号・略称」「使用学年」「教科書の記号・番号」「書名」については、文部科学省発行「中学校用教科書目録」に基づいて記入すること。

道立中等教育学校の前期課程において使用する教科書（歴史）選定理由報告書

年 度	年度から使用
学 校 名	学校

種 目	発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書 名	選定理由

(留意事項) 「種目」「発行者の番号・略称」「使用学年」「教科書の記号・番号」「書名」については、文部科学省発行「中学校用教科書目録」に基づいて記入すること。